

毎週火、金曜日発行（但休日により、るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 国民健康保険規約の認可

生活保護法による医療機関の指定
代表者会議の区域の一部改正
昭和三十一年三月定例県議会で議決を経た歳
入歳出予算等

◇教委告示

臨時教育委員会の招集

◇公告 准看護婦試験の実施

告示

鳥取県告示第百五十一号

国民健康保険を行う八頭郡八頭村に対し町村合併促進法
（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十八条第三項の

規定に基き、八頭村国民健康保険規約の制定を昭和三十
一年三月十五日認可した。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百五十二号

国民健康保険を行う岸本町に対し国民健康保険法（昭和
十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き、
岸本町国民健康保険規約を昭和三十一年三月一日認可し
た。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九
条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 名 称
精神科、神経科 倉吉精神病院
内科、小児科 米子医療生活協同組合箕蚊屋診療所
内科、小児科 山根 医院

所在地 指定年月日
倉吉市大字山根四三 昭和三十一年四月一日
米子市箕蚊屋二九七 二月十五日
鳥取市賀露町九九九 三月二十四日

鳥取県告示第百五十四号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十八号（農業委員会等に関する法律に基く代表者会議の区域について）の一部を昭和三十一年四月一日次のように改めた。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区域名及び区域内町村中
「西伯郡東部地区 西伯郡のうち逢坂村名和町、大を山村大山町、淀江町、境港町」
「西伯郡東部地区 西伯郡のうち逢坂村、名和町、に大山町、淀江町」
「米子市地区 米子市一円」を
「米子境港地区 米子市及び境港市の区域」に改める。

鳥取県告示第百五十五号

昭和三十一年三月二十二日定例県議会の議決を経た昭和三十一年度鳥取県歳入歳出予算、昭和三十一年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算、同母子福祉資金貸付事業費歳入歳出予算、同学校生徒奨励資金歳入歳出予算、同県立学校実習費歳入歳出予算、同印刷事業費歳入歳出予算、同用品調達事業費歳入歳出予算、同畜牛増殖奨励事業費歳入歳出予算、同無畜農家解消事業費歳入歳出予算、同県立中央病院事業費歳入歳出予算、同発電事業費歳入歳出予算及び昭和三十一年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十一年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算、同母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加予算、同就学奨励資金歳入歳出追加予算、同印刷事業費歳出更正予算、

同用品調達事業費歳入歳出追加予算、同無畜農家解消事業費歳入歳出追加更正予算、同県立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算、同発電事業費歳入歳出追加更正予算並びに昭和三十一年度鳥取県歳入歳出追加予算、昭和三十一年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算は次のとおりである。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和31年度鳥取県歳入歳出予算

款 項	歳 入	予 算 額 千円
1 県 税		474,68
1 普 通 税		472,818
2 旧法による税		1,250
2 地方譲与税		167,240
1 入場譲与税		111,615
2 地方道路譲与税		55,585

3 地方交付税	1,844,000
1 地方交付税	1,844,000
4 公企業及び財産収入	30,537
1 財産収入	28,137
2 当せん金附証券売上収入	2,400
5 分担金及び負担金	38,173
1 分担金	800
2 負担金	37,373
6 使用料及び手数料	223,861
1 使用料	173,802
2 手数料	50,059
7 国庫支出金	2,003,248
1 国庫負担金	834,885
2 国庫補助金	1,113,583
3 委託金	54,780
8 寄附金	105,248
1 寄附金	105,248
9 繰入金	100

00658

第2708号

昭和31年4月13日 金曜日 岐阜県公署

4

1	特別会計繰入金	100	3	公聴会費	50
10	繰越金	100	2	県庁費	694,537
1	前年度繰越金	100	1	果職員費	673,387
11	雑収入	140,925	2	監査委員費	4,147
1	納付金	24,000	3	人事委員会費	5,074
2	弁償金及び報償金	3,932	4	東京事務所費	3,802
3	償還金	7,340	5	諸費	8,127
4	延滞金	2,200	3	警察消防費	264,875
5	物品売払代金	57,585	1	公安委員会費	2,767
6	雑入	45,868	2	警察職員費	212,684
12	果債	424,540	3	警察行政費	48,994
1	果債	424,540	4	消防費	430
歳入合計	5,452,000		4	土木費	875,375
歳出			1	道路橋梁費	386,500
1	議科費	39,566	2	河川費	101,240
1	県会議費	36,594	3	港湾費	48,755
2	委員会費	2,922	4	砂防費	133,869
			5	都市計画費	55,210

00658

第2708号

昭和31年4月13日 金曜日 岐阜県公署

5

6	災害復旧費	116,810	2	社会福祉費	18,834
7	建築費	29,769	3	児童保護費	58,353
8	土木諸費	3,232	4	婦人児童福祉費	8,367
5	教育費	1,823,596	5	国民健康保険費	9,780
1	教育委員費	62,783	6	世話費	1,925
2	小学校費	807,957	7	労政費	6,536
3	中学校費	458,536	8	職業安定費	50,260
4	高等学校費	375,000	7	保健衛生費	78,080
5	盲ろうあ学校費	19,512	1	保健所費	10,530
6	図書館費	6,105	2	予防衛生費	56,371
7	博物館費	857	3	公衆衛生費	4,880
8	社会教育費	2,667	4	衛生研究所費	1,699
9	教育研究指導費	3,513	5	医務費	1,181
10	体育保健費	7,552	6	薬務費	995
11	教育施設費	76,416	7	衛生諸費	2,424
12	教育諸費	2,698	8	産業経済費	842,171
6	社会及び労働施設費	286,642	1	農政費	83,879
1	生活保護費	132,587	2	農業改良費	34,442

00663

第2708号

昭和31年4月13日 金曜日 農林省 農林部 農林省

3	林業費	246,258	3	諸費	865
4	水産業費	58,934	13	諸支出金	74,879
5	蚕業費	35,184	1	財政事情公表費	100
6	畜産業費	48,231	2	徴稅費	31,197
7	商工業費	31,328	3	地方振興費	22,962
8	觀光事業費	10,600	4	果政企画調査費	7,374
9	農地開拓事業費	28,325	5	広報活動費	2,402
10	耕地事業費	264,990	6	渉外諸費	1,923
9	財産費	8,100	7	繰出金	8,621
10	財産管理費	8,100	8	繰支出	300
11	統計調査費	4,558	14	予備費	2,000
11	選挙費	19,704	1	予備費	2,000
1	選挙管理委員会費	619	歳出合計	5452,000	
2	参議院議員選挙費	19,085			
12	公債費	437,917			
1	元利償還金	412,752			
2	利子	24,300			

昭和31年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算

歳入	歳出
1	1
款	款
項	項
科	科
目	目
予算	予算
額	額
千円	千円
312	

00663

第2708号

昭和31年4月13日 金曜日 農林省 農林部 農林省

1	諸收入	263	1	国庫支出金	2,500
2	償還金	49	2	繰入金	2,500
1	繰入金	707	1	一般会計繰入金	2,500
3	財産金繰入	707	3	償還金	5,178
1	繰越金	1	1	償還金	5,178
1	前年度繰越金	1	4	繰越金	10
歳入合計		1,020	1	前年度繰越金	10
歳出			5	雑収入	10
1	災害救助費	1,020	1	雑収入	10
1	災害救助費	1,020	歳入合計		10,198
歳出合計		1,020	歳出		
			1	母子福祉資金貸付事業費	10,198
			1	事業費	10,198
			歳出合計		10,198

昭和31年度特別会計

母子福祉資金貸付事業費歳入歳出予算

款	項	科	目	予算	額
1	国庫支出金			2,500	

昭和31年4月13日 金曜日 鳥取県公報

昭和31年度特別会計			
学校生徒奨励資金歳入歳出予算			
歳入	科目	目	予算額 千円
1	公企業及び財産収入		8
1	諸収入		8
2	繰越金		398
1	前年度繰越金		398
歳入合計			406
歳出	科目	目	予算額 千円
1	学校生徒奨励費		406
1	奨励費		406
歳出合計			406

昭和31年度特別会計			
学校生徒奨励資金歳入歳出予算			
歳入	科目	目	予算額 千円
1	繰越金		427
1	前年度繰越金		427
2	雑収入		13,601
1	物品売払代		13,516
2	雑収入		85
3	使用料及び手数料		192
1	使用料		192
歳入合計			14,220
歳出	科目	目	予算額 千円
1	県立学校実習費		14,220
1	県立学校実習費		14,220
歳出合計			14,220

昭和31年度特別会計
印刷事業費歳入歳出予算
歳入

昭和31年4月13日 金曜日 鳥取県公報

昭和31年度特別会計			
用品調達事業費歳入歳出予算			
歳入	科目	目	予算額 千円
1	事業収入		5,600
1	事業収入		5,600
2	繰越金		70
1	前年度繰越金		70
3	雑収入		30
1	雑収入		30
歳入合計			5,700
歳出	科目	目	予算額 千円
1	事業費		5,600
1	事業費		5,600
2	諸支出金		100
1	繰出金		100
歳出合計			5,700

昭和31年度特別会計			
用品調達事業費歳入歳出予算			
歳入	科目	目	予算額 千円
1	用品収入		10,000
1	用品収入		10,000
2	自動車収入		1,740
1	自動車収入		1,740
3	繰越金		1,200
1	繰越金		1,200
4	雑収入		6,698
1	雑収入		6,698
歳入合計			19,638
歳出	科目	目	予算額 千円
1	用品調達事業費		18,038
1	用品調達事業費		18,038
2	予備費		1,600
1	予備費		1,600
歳出合計			19,638

昭和31年特別会計
用品調達事業費歳入歳出予算

款 項	科 目	子 算 額 千 円
1	歳 入	1
1	雑 收 入	1,600
1	物品売払代金	1,600
2	繰 越 金	1
1	前年度繰越金	1
歳 入 合 計		1,601
歳 出		
1	歳 出 合 計	1,601
1	事業 費	1,601
1	事業 費	1,601
歳 出 合 計		1,601

昭和31年度特別會計
無畜農家解消事業費歳入歳出予算
歳 入

款 項	科 目	子 算 額 千 円
1	繰 越 金	1
1	前年度繰越金	1
2	雑 收 入	1,620
1	物品売払代金	1,600
2	弁償金及び報償金	20
歳 入 合 計		1,621
歳 出		
1	歳 出 合 計	1,621
1	事業 費	1,621
1	事業 費	1,621
歳 出 合 計		1,621

昭和31年度特別會計
県立中央病院事業費歳入歳出予算
歳 入

歳 入
款 項 科 目 子 算 額 千 円
1 使用材料及び手数料 66,511

款 項	科 目	子 算 額 千 円
1	使用 料	66,511
2	国庫支出金	3,250
1	国庫補助金	3,250
3	寄 附 金	1,625
1	寄 附 金	1,625
4	雑 收 入	3,638
1	雑 收 入	3,638
5	果 債 償	15,000
1	果 債 償	15,000
6	繰 入 金	6,121
1	一般会計繰入金	6,121
歳 入 合 計		96,145
歳 出		
1	歳 出 合 計	96,145
1	果立病院費	60,488
1	病院 費	60,488
2	病院拡充費	18,250
1	病院拡充費	18,250

款 項	科 目	子 算 額 千 円
3	看護婦養成所費	2,971
1	看護婦養成所費	2,971
4	諸 支 出 金	14,436
1	公 債 費	14,436
歳 出 合 計		96,145
昭和31年度特別會計 発電事業費歳入歳出予算		
歳 入		
1	事業 收入	41,208
1	事業 收入	41,208
2	繰 越 金	1
1	前年度繰越金	1
3	雑 收 入	1
1	雑 收 入	1
4	果 債 償	506,745
1	果 債 償	506,745

歳入合計		547,935	手 数 料		1,150,030
歳入	歳出		2	7	
1 歳入項目	1 歳出項目	予 算 額 千 円	1 国庫支出金	1 国庫負担金	△ 42,546,355
1 幡郷発電事業費	1 幡郷発電事業費	41,210	2 国庫補助金	2 国庫補助金	27,834,800
2 小鹿発電事業費	2 小鹿発電事業費	506,745	3 委託金	3 委託金	△ 79,545,388
1 小鹿発電事業費	1 小鹿発電事業費	506,745	8 寄附金	8 寄附金	9,164,233
歳出合計	歳出合計	547,935	1 寄附金	1 寄附金	△ 12,173,000
昭和30年度鳥取県歳入歳出追加更正予算			雑収入	雑収入	9,184,587
歳入	歳入		2 弁償金及び報償金	2 弁償金及び報償金	548,000
4 公企業及び財産収入	4 公企業及び財産収入	87,452	3 償還金	3 償還金	700,000
1 財産収入	1 財産収入	87,452	4 延滞金	4 延滞金	850,000
5 分担金及び負担金	5 分担金及び負担金	△ 1,172,500	5 物品売却代金	5 物品売却代金	2,884,587
1 負担金	1 負担金	△ 1,172,500	6 雑収入	6 雑収入	4,252,000
6 使用料及び手数料	6 使用料及び手数料	2,564,287	12 果 債	12 果 債	13,931,000
1 使用料	1 使用料	1,414,257	歳入合計	歳入合計	△ 30,124,529

歳入	歳出	今追加更正予算額	5 郷市計画費	78,000
1 議 会 費	1 議 会 費	0	6 災害復旧費	△ 4,790,000
2 果 庁 費	2 果 庁 費	3,275,928	7 建 築 費	△ 166,000
1 果 庁 費	1 果 庁 費	3,275,928	8 土木諸費	190,000
2 監査委員費	2 監査委員費	48,000	教育費	47,955,000
3 人事委員会費	3 人事委員会費	0	1 教育委員会費	0
4 地方事務所費	4 地方事務所費	△ 425,000	3 小学校費	23,563,000
警察消防費	警察消防費	4,939,000	4 中学校費	16,624,000
2 警察職員費	2 警察職員費	2,909,000	5 高等学校費	4,820,000
3 警察行政費	3 警察行政費	1,880,000	6 定時制高等学校費	519,000
4 消 防 費	4 消 防 費	150,000	7 通信教育費	336,000
土木費	土木費	△ 35,848,000	8 盲ろうあ学校費	663,000
1 道路橋梁費	1 道路橋梁費	7,000,000	9 図書館費	134,000
2 河 川 費	2 河 川 費	△ 16,720,000	10 科学館費	60,000
3 港 湾 費	3 港 湾 費	△ 6,303,000	11 社会教育費	240,000
4 砂 防 費	4 砂 防 費	△ 15,140,000	12 教育研究指導費	114,000
			13 体育保健費	50,000
			14 教育施設費	1,860,000

1	果 債	△ 219,026.583	8	寄 附 金	732
歳 入 合 計	△ 219,026.583		1	寄 附 金	732
歳 出			10	繰 越 金	167,778
1	項 科 目	今回追加更正予算額	1	前年度繰越金	167,778
1	幡郷発電事業費	17,000,000	12	果 債	7,769
1	幡郷発電事業費	17,000,000	1	果 債	7,769
2	小鹿発電事業費	△ 236,026.583	歳 入 合 計		277,064
1	小鹿発電事業費	△ 236,026.583	歳 出		
歳 出 合 計	△ 219,026.583		4	項 科 目	今回追加予算額 千円
昭和31年度鳥取県歳入歳出追加予算			1	土 木 費	162,614
歳 入			1	道路橋梁費	65,639
5	項 科 目	今回追加予算額 千円	2	河 川 費	10,284
5	分担金及び負担金	10,725	3	港 湾 費	3,172
2	負 担 金	10,725	4	砂 防 費	14,958
7	国庫支出金	90,060	5	都市計画費	46,304
1	国庫負担金	8,595	6	災害復旧費	13,907
2	国庫補助金	81,465	7	建 築 費	8,400
			5	教 育 費	9,005

11	教育施設費	9,005	1	繰 越 金	19,340
6	社会及び労働施設費	10,386	歳 入 合 計		19,340
4	婦人児童福祉費	10,386	歳 出		
8	産業経済費	95,109	2	項 科 目	今回追加予算額 千円
1	農 政 費	1,738	1	病院拡充費	19,340
2	農業改良費	950	歳 出 合 計		19,340
3	林 業 費	47,172			
4	水産業費	8,277			
6	畜産業費	60			
9	農地開拓事業費	5,533			
10	耕地事業費	31,379			
歳 出 合 計		277,064			
昭和31年度特別会計					
県立中央病院事業費歳入歳出追加予算					
歳 入					
7	項 科 目	今回追加予算額 千円			
7	繰 越 金	19,340			

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高蔵

一日 時 昭和三十一年四月十九日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 事務局人事について

公 告

保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により准看護婦試験を次のとおり行う。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験場所

第一生命ビル三階（鳥取市元魚町二丁目三八）

二 試験日時

昭和三十一年四月二十六日（学科）九時から

昭和三十一年四月二十七日（実地）九時から

三 試験科目

解剖生理

細菌及び消毒法

個人衛生

食餌療法

薬理概論

一般看護法（理論及び実地）

看護史及び看護倫理

看護の原理及び実際

内科疾患及び看護法

外科疾患及び看護法

小児科及び看護法

産婦人科疾患及び看護法

眼科、齒科及び耳鼻いんこう科疾患

皮膚泌尿器科疾患

四 受験資格

1 文部大臣の指定した学校において二年間看護に関する学科を修めた者（試験当日まで二年修業見込の者を含む）

2 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む）

3 (1) 文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（試験当日までに三年以上修業見込の者を含む）

(2) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む）

(3) 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

4 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち四の3の(3)に該当しない者

で厚生大臣の定める基準に従い知事が適当と認めた者

5 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内に在つて、昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者で当該地において保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条又は第六条に規定する業務を行つていたもののうち、准看護婦試験受験の当日において満十七年以上の者であつて満州、中国本土等の地域内において引き続き三年以上いゝゆる看護の業務に従事しており且つ保健婦、助産婦、看護婦法第二十三条に規定する准看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者であると知事が認めたもの

五 試験の方法

学科試験及び実地試験とする。

六 受験願書の提出期限

昭和三十一年四月二十三日までとし期限経過後の願書は受理しない、但し郵送の場合は四月二十三日付の消印のあるものは受理する。

七 受験願書の提出先

鳥取県衛生部医務課（鳥取市東町九九、一〇〇）

八 受験手数料

受験手数料として四百円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはつて納付すること。但し県外から受験しようとするときは現金又は普通爲替で送付すること。既納の手数料は返還しない。

九 提出書類

- 1 受験願書（別記様式一）
- 2 履歴書（別記様式二）
- 3 写真（手札型とし出願前六箇月以内に正面で撮影したものでその裏面には、撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 4 (イ) 四の1又は2若しくは3の(イ)に該当する者は、修業証明書（修業見込証明書）又は卒業証明書（

卒業見込証明書

(四) 四の3の(イ)に該当する者は、外国の看護婦学校（修業証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面に厚生大臣が受験資格があると認めた書類の写

(イ) 四の4に該当する者は外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面

5 四の5に該当する者は、次に掲げる証明書を添付すること。

(イ) 被証明者の上司であつて責任ある地位についていた者例えば政府顧問、軍顧問、病院長、副院長、科主任、総婦長等の証明書又は被証明者が業務に従事していた病院又は、診療所の所在する地区における政府又は軍の医療関係機関において右と同様な地位にあつた者で被証明者との関係が明らかであるものの証明書

(ロ) 保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行つていたことを確実に証明する書類

(イ) 証明書は信頼するに足ると認められる者の証明書であり且つ証明の内容が証明者の確実に証明し得る範囲内のものであること。

6 戸籍抄本

十 受験票の交付

受験票は試験当日試験場所受付において交付する。

様式一

准看護婦試験受験願

本籍

住所

氏（ふりがな） 名

年 月 日生

昭和 年 月 日施行の准看護婦試験を受け

たいので関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

右 氏

名 印

鳥取県知事 殿

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

様式二

履 歴 書	本 籍	住 所	氏(ふりがな) 名	年 月 日 生	学 歴	職 歴	賞 罰	右のとおり相違ありません	昭和 年 月 日	右 氏	名 ⑩
-------------	--------	--------	--------------	------------------	--------	--------	--------	--------------	-------------------	--------	--------

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所 縣